

●香川県告示第79号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次の表の右欄に掲げる土地を当該左欄に掲げる字の区域に編入する旨、まんのう町長から届出があった。

この届出に係る処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告の日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成24年2月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

仲多度郡まんのう町七箇字中山	仲多度郡まんのう町後山字樋向105の1の一部、105の2の一部、105の4の一部、108の2の一部、110の1の一部、110の5の一部、110の6の一部、110の7の一部、113の1の一部、113の4の一部、113の9の一部
----------------	--